

新型コロナウイルス感染症予防接種について

新型コロナウイルス感染症予防接種は、予防接種を受ける法律上の義務ではなく、予防接種の効果や副反応などについて十分に理解をしていただいたうえで、自らの意思と責任で接種を希望する方にのみ接種を行うものです。予防接種を受ける前に必ず以下の説明をお読みください。

1. 対象者

- ① 接種日に満 65 歳以上の方
- ② 接種日に満 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する方(概ね、身体障害者手帳 1 級程度の障がいを有する方)

2. 接種方法

- ◎ 接種回数 1 回 (公費助成は 1 回のみです)
- ◎ 接種費用 自己負担額 5,600 円

※生活保護法による保護を受けている方は免除されます。生活保護証明書をご提出ください。

3. 新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性

- ・ 新型コロナワクチンについては、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究などにより、罹患時の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。
- ・ 令和5年秋冬の接種において用いられたオミクロン株対応ワクチン(XBB.1 系統)の効果として、新型コロナウイルス感染症による入院を約 40~70% 程度予防した等の報告があります。(令和6年7月時点)

4. 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱がある方(37.5°C 以上)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー、またはそれを疑わせる複数の症状が前回までの接種で認められた方(同一の成分を含むワクチンを用いた追加接種はできません)
- ④ 上記のほか、医師が予防接種を受けることが不適当と判断した方

5. 医師とよく相談して接種を受ける必要のある人

- ① 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障がいのある方
- ② 過去に免疫不全の診断がされている方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ③ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある方
- ④ 過去に予防接種を受けて、接種後 2 日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
- ⑤ 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
- ⑥ 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

6. 予防接種を受けた後の注意点・副反応について

- ・ 接種後30分間は、その場でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合は速やかに医師や看護師に連絡しましょう。
- ・ 注射した部位は清潔に保つようにし、接種当日は過激な運動は控えましょう。入浴は差し支えありません。
- ・ 接種後に接種部位の痛み、倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状がみられることがあります、症状は軽度または中等度で、大部分は、接種後数日以内に回復する場合がほとんどです。
- ・ 非常にまれですが、ショック、アナフィラキシー様症状(じんましん、呼吸困難、血管浮腫等)が生じることがあります。またごく稀ですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例の報告がありました。

7. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じ、厚生労働大臣が認定した場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

※ 詳細は「厚生労働省 新型コロナワクチン」で検索ください。

お問い合わせ 瑞浪市役所 健康づくり課 TEL 68-9785